

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
1	駒ヶ谷地区	杜本神社東側の砂防指定地内の災害防止策について 神社東側にある砂防指定地域の下に民家が2軒、河内ワインの倉庫が1棟あるが、倉庫に被るくらいの15～20m程の木が2回倒れたことがある。うち1本は切ったが、もう1本は倒れたままである。 今後、神社を守るため災害を防止する必要があるが、町会では財政的に厳しい。 ついては、市危機管理課（砂防は下水道建設課）に現地を見てもらい、手だてや支援をお願いします。	○土砂災害警戒区域内の災害防止対策につきまして、当市では「逃げる」「凌ぐ(しのぐ)」「防ぐ」の三つの方針に基づいて取り組んでおります。 「逃げる」対策としては、地区ごとにハザードマップを作成し、災害リスクの周知を通じて、住民の皆様の防災意識向上に努めています。「凌ぐ(しのぐ)」対策では、特別警戒区域内の家屋の移転、家屋の補強工事に対して国・大阪府・市にて補助金制度を設けており、安全確保を支援しています。「防ぐ」対策については、大阪府により災害発生時の危険度や影響度を評価し、優先順位の高い箇所から防災工事を進めていると聞いております。 なお、大阪府下には8,000箇所以上の警戒区域があり、すべてを整備するには時間と費用がかかるため、ハード対策とソフト対策の両面から総合的に対策を進めております。 8/29　下水道建設課 富田林土木事務所の河川砂防グループに地元要望の内容を伝えました。 (駒ヶ谷町会の要望) 砂防指定地内の災害防止対策について 専門チームによる現地調査により、今後起こりうる災害防止策にご支援を賜りたい。 　　砂防指定は大阪府が所管しているため富田林土木事務所河川砂防グループに現地調査を依頼しましたが回答は次のとおりでした。 ・私有地内については民間で対策をするもの。 ・砂防指定地内において「宅地の造成、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」 と大阪府砂防指定地管理条例に定められているとおり該当する行為を行う時には、許可の申請が必要。 仮に大阪府が現地調査をしても上記回答と変わらないということです。 大阪府砂防指定地管理条例 (行為の制限) 第四条　砂防指定地内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。 一　宅地の造成、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更 二　土石(砂れきを含む。)の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 三　道路、橋りょうその他の砂防設備以外の工作物の築造、改築及び除却 四　前三号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがあるものとして知事が公示して定める行為 2　次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。この場合において、第一号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。 一　非常災害のために必要な応急措置として行う行為 二　前号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める行為 ⇒木の伐採について（根を掘削しなければ）は行為の制限外 9/11　区長・〇〇（杜本神社宮司）他2名へ市民協働ふれあい課から経過と資金調達の方策案としてクラウドファンディングについて説明。 　杜本神社の発信の仕方や若者も取り込んでイベントなどを考えていくことになる。その手助けの一つとして、宝くじのコミュニティ助成について説明しました。	下水道建設課 市民協働ふれあい課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
2	駒ヶ谷地区	市役所緊急連絡先について グリーンロードの法面（のりめん）の木が道路上に倒れた際、市役所へ連絡するも守衛からは「時間外」との返答だったため、緊急連絡先を教えていただきたい。	危機管理課及び道路公園課への夜間や始業時間外の緊急連絡については、市役所代表番号（072-958-1111）に架電していただきますと、警備会社の守衛（日宿直員）が応答しますので、要件及び繋いでほしい課名を伝えて下さい。 日宿直員が、各課から提出された緊急連絡網を参照し、担当者より折返し連絡させていただきます。 今回は対応にミスがあったかもしれませんが、しっかりと担当に繋ぐよう、改めて伝えます。体制を確認してスムーズに連絡ができるよう運営していきますので引き続きよろしくお願いします。 なお、連絡の際、一般対応ではなく緊急連絡として要件を仰っていただければ、土木、下水は緊急連絡網が整備されておりますので、次回お伝えの際によりしくお願いします。	管財用地課
3	駒ヶ谷地区	空家対策について 町会内211軒中、空き家が14軒あるが今後についてお伺いしたい。 空き家の所有者への対応は？ また、空き家対策として、行政代執行を行いその費用を分割請求するなり動きやす制度を市独自で制定するのはいかがでしょうか？	空き家対策担当課では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ適正管理に努めるようお願いをしております。例えば今年の4月にご相談頂いた大黒の空き家については所有者と何度かお話しさせて頂き、問題解消のため前向きに検討頂いているところ です。 担当課では空き家の適正管理について書面だけでなく、所有者宅まで足を運び、対面で適正管理を指導することもあります。引き続き粘り強く働きかけをしてまいります。 それに加え、当市は5月に民間会社と「羽曳野市における空家等の除却促進に係る協定」を締結しました。昨年度締結した「羽曳野市における空家等の対策に関する協定」でアプローチした空き家の流通・利活用促進に加え、今回締結した協定では空き家の解体費用をシミュレーションしたり、解体後の土地の売却価格を把握することができます。今後も様々な面で空き家対策を実施してまいります。 行政代執行等につきましては、法律で定められており、私有財産に対して行政が執行することについては非常に難易度が高い状況です。今後も法改正等や他市の状況を注視して対応してまいります。	建築住宅課
4	駒ヶ谷地区	掲示板について 町会内に約5か所あるが、いずれもかなり傷んでいるので原課（秘書課広報担当）の方に見ていただいて（掲示物を）貼りやすくなるよう対応をお願いします。	現場の掲示板の状況確認を行いながら対応させていただきます。 順次、確認し、修繕しています。（ただ、1か所根本からグラついている掲示板があり、修繕は難しいため保留中）	秘書課
5	駒ヶ谷地区	防犯カメラについて 助成があったらいいな、という要望がありました。申請したらすべて助成が出るのでしょうか。	自治会等で防犯カメラを設置される際の費用の一部を市で補助する制度があります。補助金額については防犯カメラ1台につき設置費用の2／3で上限は20万円です。同一年度内では一団体につき3台までとしています。今年度の補助金の申請期間は終了しておりますが、追加募集を行う場合がございます。その際は市ウェブサイトに掲載します。 また、社会情勢を踏まえ、（市長が）就任当初に総額300万円だった予算を600万円に増額して、これまで対象になっていなかった最初の頃に取り付けた古い機材の買い替えも対象にしました。	危機管理課
6	駒ヶ谷地区	大黒橋　樹木撤去について 歩道側へ樹木がかかっており、見通しが悪いため対応をお願いします。	石川河川敷は大阪府管理の河川及び公園であり、今回の要望内容を大阪府富田林土木事務所管理課に伝えさせていただきます。	道路公園課
7	駒ヶ谷地区	駒ヶ谷小学校への通学路の安全確保のための道路整備について 壺井地区には小学3年生1人、1年生2人がいるがイノシシが出るため、保護者が車で送迎している。 峠には対抗しづらく狭い道があり、車の脱輪が度々あった。 以前は道路の拡幅プランが持ち上がったことがあったが、今はなくなっている。 については、長期的展望に立った道路拡幅工事をお願いします。	現在、羽曳野市内において、喫緊の課題となっている道路整備事業として、大阪府が施行する都市計画道路八尾富田林線に接続する市道羽曳が丘西65号線整備事業や長年の懸案事項となっている大阪外環状線の西浦交差点の改良などを実施しているところです。 これらの事業については、その事業効果を少しでも早く市民の皆様にお届けするべく、関係者とともに取り組みを進めているところであり、まずは、それらを優先的に実施していく必要があると考え、事業を進めております。 従いまして、ご要望のありました当区間につきましては、駒ヶ谷地区の皆様の安心・安全を確保し、今後、地域の土地の利用状況を見据えながら、しっかりと見極めてまいりたいと考えております。 町会の皆様方のご協力を宜しくお願いいたします。	道路公園課
8	駒ヶ谷地区	FD（ファブリーダム）の修繕について 水田が耕作放棄地にならないよう、水源確保のために河南町側から流れるカインズ、ラムー東側の梅川に風船ダムを設置しているが、小さな穴の修復に数千万あるいは億近い費用がかかる。また、耐用年数が過ぎており（維持管理の）費用は計り知れない。風船ダムを頼りに水を引いておりこれがダメになると、水田も全くできないことになる。 水利組合が府との協議をさせていただき、農とみどり推進課とも話をしているが、長期的展望に立った財政支援をお願いしたい。	ファブリダムの改修につきましては多額の費用が必要となることから、本市としても国に対し、必要な農業用施設の更新に係る補助制度について国庫負担割合のさらなる引き上げを図られるよう要望しております。また、具体的な事業の進め方について、地元の意見も伺いながら大阪府と協議をしております。	農とみどり推進課室
9	駒ヶ谷地区	まちの安全安心（イノシシへの対応）について 壺井浄水場の東側（壺井）丸山古墳を含む近鉄不動産の土地にイノシシが住みついており、神社に来たり通学路に現れたりする。また、檻を設置しているにもかかわらず、田で暴れることが度々あったため水利組合を通じて近鉄不動産に（対応策の要望を）出したところ、「壺井地区にだけ施すことはできない。羽曳野市以外にも奈良県、三重県等に所有する土地もあるため」との返答だった。 すでに電柵やワイヤー等の手だてを打っているが、コメに臭いがついて商品にならない等昨年も被害が酷かったこともあり、長期に渡る困りごととして挙げさせていただきました。	猟友会の協力を得ながら檻の設置などを行っています。	農とみどり推進課室

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
10	古市地区	全国的に人口減少、税収減少にある中、限られた支出で市長が最も力を入れたい政策は何ですか。	（説明資料には）４年間で実際にやるものを記載しており、基本的にはすべて実施する所存です。 優先順位をつけた主要事業は、喫緊の課題である庁舎の建て替えです。 耐震検査を行いましたところ、震度６強の地震で倒壊する恐れがあります。市役所が防災拠点であることから着実に行っていきます。 また、現在給食センターの新設もっており、子どもたちに安心安全な食事を提供するため、着実に遅れることなく実施しておきます。 さらに皆様楽しんでいただける大きなイベントも大切ですが、一過性のものよりも３６５日、日々住んでいる生活環境をより豊かにしていきたいという思いがございましたので道路舗装の強化として予算を倍額にしました。 加えて、子どもたちが遊ぶ場所がないということで、閉口した幼稚園の跡地やスペースのある公園を利用したボール遊びができる場所を着実に増やしていく所存です。健康遊具やドッグランも同様、日頃の生活の豊かさを実感できるような街づくりに取り組んでまいります。	庁舎整備推進室 食育・給食課 道路公園課
11	古市地区	世界遺産があり、観光局もできて外部の方の誘致を行う過程で様々なイベントを開催されているが、イベント以外で継続的に本市に訪れてもらい地域経済を活性化させるような方策はあるのでしょうか。	魅力づくり推進課を中心に観光局とも連携しております。 例えば、「食」の面では、コロッケマップやブドウの販売所マップを作成したり、市内ワイナリーを自転車で回っていただけるような取り組みもございます。 「歴史」の面では源氏三代の墓、大黒天様が日本で初めて降り立った地である大黒寺等の由緒ある場所に多くの方が回っていただけるようしっかりと広報していきます。 また、観光局設立の際、ＪＴＢからスタッフを派遣していただいております。本市には世界遺産、日本遺産、府の研究所である農林センターや動物愛護センターがございます。幼少の頃に羽曳野へ来ていただけるような取り組みができないか、ＪＴＢへ依頼して、学生プログラムで羽曳野の学習コンテンツを作成して各学校に売り込んでいただきました。令和６年４月から始めましたが、府内外から万博に行く際に羽曳野の歴史を学びたいとの複数の応募をいただいております。この取り組みが浸透していけば全国から訪れる方がさらに増えていくと考えます。	魅力づくり推進課
12	古市地区	対外的な誘致政策で外部から観光で来られる方を増やしていく中、地域のことを知らず案内できない市民もいる。今後羽曳野市民にホスト側に回っていただくための政策はあるのですか。 講座だと参加が難しいが、誘致政策による来訪者の増加等を踏まえ、広報で市民へ本市の魅力の再確認を促すようなものはいかがでしょうか。	本市の歴史をもっと子どもたちに知ってもらうべく、日曜に運休している循環バスを活用し市内歴史ツアーをやっていきたいと考えております。 また、市民の方々との情報共有を図るべく市の公式LINEを立ち上げました。現在約３万人の方々にご登録をいただいておりますが、まだまだ皆様と情報共有していきたいので、未登録の方がいらっしゃいましたらこの機会にぜひともご登録をお願いします。市公式LINEでは日頃のゴミ出し日をはじめ、様々な情報にリンクしており、今までSNSで本市の魅力を発信した記事もございます。このようなデジタルや広報誌等を通じてさらに魅力発信の取り組みを続けてまいります。	秘書課（広報）
13	古市地区	市と同様に町会も財政面が厳しい。 数か月前、町会の敷地内グラウンドにあるベンチを老朽化により廃棄する際、燃えない粗大ゴミに出したところ回収されなかった。環境保全課へ連絡したところ「町会は倉庫、駐車場のようにな生活してない場所と同じである。人が生活している住宅であれば各種ゴミは回収するが、自治会から出た粗大ゴミは回収しないので、焼却場に持ち込み有料で処分してください」との返答でした。また、有料でもよいから回収に来てもらうよう要望しましたが、各自で持ち込むように言われました。町会内で軽トラックを所有している方がいましてベンチを放置した状態が続いています。 町会の役員はボランティアで行っており、町会は町会費及び市からの助成金で運営しています。財政面で苦しい中、町会の活性化のために様々な活動を行っているのにくくりが倉庫、駐車場と同じなのはおかしいのではないのでしょうか。 一方、町会活動で出てくる一般ゴミは回収されていることを問うと「サービスみたいなものです」との返答でした。 これらを踏まえ、市のゴミ処理、というよりも町会活動に対する考え方について、町会から見て納得ができるものではありません。	倉庫と同じというのはおかしいのでどのような趣旨でそのように答えたのか、担当課に確認します。 また、担当課を通じて回答します。 R6.8.30　市民協働ふれあい課 区長立ち合いのもと当該ベンチを回収。焼却場へ運搬しました。	環境保全課 （市民協働ふれあい課）
14	古市地区	多子世帯向けの給食費の補助の内容が、令和４年度と令和５年度で様々な条件が付いて変わったと記憶しているが、令和６年度、令和７年度で変更はありますか。	多子世帯向けの給食費補助の条件については、令和５年度と同６年度の変更はなく、同７年度については変更の予定はありません。 加えて、令和７年度から中学校給食の実施を行っていくことと、４年以内に中学校給食の無償化を行うことを市長選挙でかけさせていただきます。	食育・給食課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
15	古市地区	町会内に未加入者が1～2割います。以前、新興住宅からの加入者もかなりいましたが、そのうち8割は退会しました。 町会加入のメリットを問われた際に答えようがありません。災害時の対応について述べようにも、「個人で対応するから大丈夫」と返答されます。 ついては、新規入居者へ町会加入への誘導をお願いしたいです。	転入者へ町会加入促進用の冊子をお渡ししています。 また、町会加入のメリットを大きく3点挙げますと、 ①地域住民のつながりが生まれること。 有事の際の協力体制の基盤になります。先の能登半島地震で避難所となる体育館で生活している方々を見ますと、日頃から町会とコミュニケーションを取っておられる所では非常に円滑に炊き出しを始め共同作業に取り組んでおられるとの報告を受けております。 ②助成金の申請 町会活動に対しての町会運営助成金、会館の修理に伴う地域集会所整備費補助金がございます。 また、蜂の巣処理用の助成金を新規に創設し、個人ではなく町会での申請対象です。 ③町会を単位として行政への要望を行えること。 個人からの要望も対応しているところですが、個人的、恣意的な内容には対応しづらいのが実情です。しかし、町会単位で地域住民の総意としての要望であれば、行政として対応しやすいところと考えます。 電子回覧板を始め役員の負担軽減を図れる取り組みを考えていかなければならないと思っております。	市民協働ふれあい課
16	古市地区	市庁舎の建て替えについて、現在の場所から変わりますか。	A棟を撤去しまして、別館に寄り添う形で新庁舎を建てます。 行き来がしやすいようにしまして、新庁舎を建ててから旧庁舎を壊して駐車場にします。 なお、コストダウンを考慮し仮設庁舎を作らないようにします。	庁舎整備推進室
17	古市地区	認定こども園について、今ある保育園及び幼稚園を無くしていくのか、残していくでしょうか。	こども園化は従来から続いており、一番最初にできたのは「こども未来館たかわし」で、ここは島泉にある複数の園を集約しました。次にできたのは「向野こども園」でこちらも集約をしました。今回は下関ですが、場所は下関保育園の真横に建てまして、工事が完了しましたら下関保育園を解体し公園を作る計画を立てております。 今あるほとんどの保育園及び幼稚園の庁舎は4、50年経過による老朽化が目立ち、保育ニーズの高まりによる幼稚園の定員割れを踏まえ、集約化を図り第3のこども園を設立させる計画を立てております。	こども保育課
18	古市地区	中学校の給食センターを新築移転することに関し、今の中学校給食の現状はどのようなものですか。	建築を進めているのは小学校の給食センターです。 峰塚中学校の隣にある第1、第2センターが老朽化により稼働を停止しなければならない状況であったため、現在、第1センターを止めております。その間、給食の調理は稼働中の第2センターと外注にて行っており、小学校へ提供しております。 中学校では選択制になっており、希望があれば業者が届けております。 新たな給食センターが完成しましたら小学校の給食はすべてそこで作ります。中学校の給食は民間事業者に依頼することとなります。 なお、将来的には子どもの数は減っていくので、給食センターでは小学生、中学校両方の調理を担えるようにします。	食育・給食課
19	古市地区	役員になりたくないとの理由で町会を辞める、町会に入りたくない人が増えている。また、役員の高齢化や介護を抱えている人もいるし頻繁な会議で労力を要している。これら踏まえ町会への加入及び役員を務めるの意義とは何でしょうか。	例えば、ゴミ出しのルールを守らない方に対して、個人で注意するのではなく町会の総意として話しにいくとスムーズかと思います。 町会加入のメリットを大きく3点挙げますと、 ①地域住民のつながりが生まれること。 有事の際の協力体制の基盤になります。先の能登半島地震で避難所となる体育館で生活している方々を見ますと、日頃から町会とコミュニケーションを取っておられる所では非常に円滑に炊き出しを始め共同作業に取り組んでおられるとの報告を受けております。 ②助成金の申請 町会活動に対しての町会運営助成金、会館の修理に伴う地域集会所整備費補助金がございます。 また、蜂の巣処理用の助成金を新規に創設し、個人ではなく町会での申請対象です。 ③町会を単位として行政への要望を行えること。 個人からの要望も対応しているところですが、個人的、恣意的な内容には対応しづらいのが実情です。しかし、町会単位で地域住民の総意としての要望であれば、行政として対応しやすいところと考えます。 なお、電子回覧板などの、ICT・デジタルツールを導入することによりどの程度、町会の事務負担の軽減できるのか、他の町会・自治体の先進事例を分析して、検討してまいります。	市民協働ふれあい課
20	古市地区	ベトナム人をはじめとした就労者が増えている中、子どもたちの外国語教育に役立つよう外国人との交流会を実施してほしい。	西浦小学校の生徒に1人ずつタブレットを配布し、本市で初めて台湾の小学生と交流を実施しました。 今後も交流事業を随時進めていただくよう教育長にもお願いをしておりますので、スピード感を加速させていきたいと考えております。	学校教育課
21	古市地区	町会ヘイインターネットを普及させて海外との交流や被災地への励ましの言葉を送れるようにしてほしい。	市がネットを整備して、そこに自由にアクセスをするようなことはできませんのでご理解ください。	デジタル推進課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
22	古市地区	羽曳野市では、東京都のように各家庭にソーラーパネルの普及を推進されているのでしょうか。	東京都と本市では財政状況が全く異なり、ソーラーパネルの普及を進めるのは難しいのが実情です。まずは公共施設への設置を行っていきたいと考えております。	環境保全課
23	古市地区	耐震工事への援助について、どのような考えか教えてください。	耐震改修補助制度は現在も行っており、広報等で掲載しております。	建築住宅課
24	高鷺地区	今は、全バスが市役所からの始発ですが、陵南の森からの朝一の出発を1台でもお願い出来ないでしょうか。 高齢者の免許証返納、自転車も危ないと云われる。 市役所での会議は10時からが多く、回ってきた巡回バスでは間に合わない。	1つご理解いただきたいことがございます。 ご質問の趣旨から逸れますが、本市は循環福祉バスを6台運行しており、大阪府下でもトップクラスに充実しております。 例えば、近隣他市では1路線100円の運賃で運行していますが、本市は無料でその6倍の運行本数で、このことをご認識いただきたく存じます。 その上で、公共施設循環バスは、6台で月曜日～土曜日の、9：00～17：00で運行をしています。 1号車は、市役所を始発し高鷺・南恵我之荘方面　2号車は、駒ヶ谷・広瀬方面　3号車は、誉田・東阪田方面　4号車は、はびきの・島泉方面　5号車は、羽曳が丘・西浦方面　6号車は、恵我之荘・羽曳が丘方面で各地域に分散し運行しております。 各号車1便目の利用乗客は多く、地域の利便性を考えると市民の方々にも広く利用していただける方向で、現在の運行方式で考えています。 これまでもスーパーや病院に停車するなど工夫を行ってきました。仰っていただいたご要望もしっかりと受け止めて今後も皆様の利便性の向上にむけ、検討してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	管財用地課
25	高鷺地区	最近、伊賀・高鷺の田畑に新築の住宅が多く建っていますが、行き止まりが多く、非常時の救急車、消防車などに支障はないのでしょうか。 行政の方で道路を確保することが出来ないでしょうか。	高鷺地区においても田畑のミニ開発が行われており、どうしても開発区域が狭い行き止まりの開発となってしまいます。ご指摘のように非常時においては救急車、消防車などに支障が発生する恐れがあることは認識しております。 現在、羽曳野市内において、喫緊の課題となっている道路整備事業として、大阪府が施行する都市計画道路八尾富田林線に接続する市道羽曳が丘西65号線整備事業や長年の懸案事項となっている大阪外環状線の西浦交差点の改良などを実施しているところです。 これらの事業については、その事業効果を少しでも早く市民の皆様にお届けするべく、関係者とともに取り組みを進めているところであり、まずは、それらを優先的に実施していく必要があると考え、事業を進めております。 従いまして、ご要望のありました道路の確保等につきましては、高鷺地区の皆様様の安心・安全を確保し、計画的に進めていくために、今後、地域の土地の利用状況を見据えながら、しっかりと見極めてまいりたいと考えております。 町会の皆様方のご協力を宜しくお願いいたします。	道路公園課
26	高鷺地区	ふるさと納税の返礼品で、中には自治体で問題になっている事がありますが、羽曳野市では、どのような返礼品があるのか、教えてほしい。	当市のふるさと納税返礼品は、羽曳野市ならではの特産品や市内事業者などの自慢の品が数多く揃っており、多くの方々にご好評をいただいております。主な返礼品は、次のとおりでございます。 特産品では、「デラウェア」や「シャインマスカット」などのぶどう、いちじく、のような季節限定の新鮮な果物や、それらを使用して作られたワインやジャム、ソースなどの加工品、また、地元の食肉店より提供される品質の高い和牛がとても人気ですし、市内の人気コーヒー店のコーヒー豆や、近頃テレビでも取り上げられることの増えている油かす、全国的に有名なチョーヤの梅酒なども好評いただいております。 食品以外にも、災害用トイレや寝袋などの防災グッズ、市内で埴輪作り体験や温泉施設の利用券などの現地で消費するようなものなど、他にも多種多様な返礼品を400品ほど取り揃えております。 返礼品のラインナップは市ホームページの他、各社ふるさと納税ポータルサイトにて確認することができます。	魅力づくり推進課
27	高鷺地区	恵我之荘集会所について 自前の集会場を持たない町会としまして、大変重宝し使用させて頂いています。又、高鷺校区福祉委員会、ふれあいネット雅等でも良く使用しています。しかし、最近2階で雨漏りをしており、シート、バケツ等で対応している状況です。雨漏りの修理計画は如何なものでしょうか。 又、耐震性も問題があると思われませんが、耐震工事や建て替え等の計画はあるのでしょうか。	恵我之荘集会所は昭和54年に建設された施設で、これまで町会等の皆様に丁寧にご利用いただきましたおかげもあり、大きなトラブルもなく施設運営を行うことができましたことに感謝いたします。 とはいえ、建設から約45年を経過し経年劣化が進んでいるのも事実でございます。 特に2階北側の雨漏りについては、ご迷惑ご心配いただいておりますが、これまで雨漏りがあった場合には、集会所屋上の原因箇所防水テープで部分補修し様子を見ている状態でしたが、今年度のはじめに防水シートで被うといった修繕をしたことで、それ以降雨漏りは起こっておりません。 しかしながら台風等による大雨が降ることが予想される場合には、ご利用者様にご迷惑をおかけしないよう事前の対策として、雨漏りの可能性がある箇所にブルーシートを敷きその上にバケツ等を置くといった対応をしており、ご利用者様の安心安全を最優先にこれまで同様に集会所の管理運営をしてまいります。 最後に、現在は耐震工事や建て替え等の計画はありませんが、郡戸大堀線拡幅工事や駅前広場など整備が進んで参りますので、周辺公共施設の在り方を研究して参りたいと存じます。	支所

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
28	高鷺地区	郡戸大堀線の拡張工事について 毎年、お尋ねしていますが、広報誌9月号の市長就任の挨拶の中にも” 郡戸大堀線の整備促進” とありますが、進捗状況、見通しは如何でしょうか。	一般府道郡戸大堀線歩道整備事業の進捗状況につきましては、現在の用地取得率は契約件数ベースで市が先行取得している用地を含め約62%、面積比ベースで約68%となっていると聞いております。 また、現在大阪府では、駅前附近の銀行より南側約100m附近までをできる限り可能な範囲で計画幅員に基づいた両側歩道の設置と車道の2車線化の整備をしてもらっている状況です。 今後の見通しについては、現在も境界確定や権利関係の調整、用地交渉などが難航している箇所がある旨の報告を受けておりますが、本市としましては、今後も事業協力し、一般府道郡戸大堀線歩道整備事業の早期完成を要望して参ります。	道路公園課 (道路整備推進室)
29	高鷺地区	東除川の豪雨と氾濫時に對し河川周辺の市民の不安を払拭出来ませんが、現時点の対策についてお聞きしたい。	東除川は大阪府の管理河川であり、大阪府河川整備計画に基づき時間雨量50mm程度の降雨に對応すべく整備を実施されております。 今後も大阪府に對し、継続的に整備を進めていくように要望してまいります。 (区長より報告をいただきました) 東除川の堤防手すりの工事が実施されました。	下水道建設課
30	高鷺地区	浸水時の避難所などについて 地震や台風については、行政及び関係機関の情報が市民に周知されており準備も出来ますが、東除川の危険水位状態の確認は富田林土木河川課か確認出来ると聞いています。 最近の豪雨は短時間に雨量が多いため現状では地域の高鷺小学校又地域の公民館は河川が氾濫した場合は無理と思う。	高鷺小学校など浸水が想定される避難所につきましては、校舎の2階など想定浸水深より高い場所に避難していただくなどの対応を考えております。 また、災害では早めの避難が重要です。すでに避難経路が浸水しているなど、危険が間近に迫っている状況では無理な避難はできるだけ避けなければなりません。そのような場合は、避難所への水平避難だけでなく、高い建物や自宅の2階といった高い場所への垂直避難を行い、救助を待つという判断も必要になります。市民のみなさま一人ひとりの早めの行動をよろしくお願いいたします。	危機管理課
31	高鷺地区	河川地域の方への異常時のPR方法について 河川水位の変な状況を例えば橋の袂に水位計を設け、異常時はランプで「黄色、赤、」隣接の町会の役員や通行人の方に協力お願いする。	河川内の水位状況に関係なく、豪雨時及び大雨警報などが発令された場合は河川や水路の周辺に近づかないようにお願いいたします。 なお、河川水位やカメラ映像は当市ホームページからも確認できます。	下水道建設課
32	高鷺地区	避難場所と通路明確にして欲しい、地域の掲示板にて周知をお願いする。	避難場所については、市内の各地区内の公共施設などに、避難所案内看板を設置し周知させていただいております。 また、ご自宅などからの避難場所や避難経路の確認をご自身で行っていただくために防災ハザードマップの全戸配布をさせていただいてるところです。日ごろから、災害に対する備えをよろしくお願いいたします。	危機管理課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
33	高鷺地区	町会役員のなり手不足について 地域の高齢化に伴い役員の選出に苦慮しています。 町会の加入者が減少しており、若い人に役員をお願いしても、夫婦ともに働いているので無理と断られる。	町会役員のなり手不足は、本市のみならず全国的な問題となっています。 役員のなり手不足、高齢化の問題は、都市部において顕著にみられる課題です。ご指摘のように、夫婦共稼ぎが一般的となっている今日、地域のためにと自分たちの時間を割いてまでやろうという若い方が居なくなってきています。 こうした現象は、マスコミにも取り上げられてきていたのですが、1995年の阪神淡路大震災、2010年の東日本大震災が起き、「自助・共助」とか「行政と市民の協働」とかと言われ、災害時にすぐには行政のサービスが届かないという現実への対処が重要となり、町会や自治会の存在が非常に大切となってきております。 羽曳野市においても市民の皆さんの安心・安全を守るために災害対応についての地域での取り組みを支援しているところです。 ひとつの事例ですが、こうした町会の活動の重要性を役所から、あるいは、地域においても住民の皆さんに言い続けることが大切だと思っています。 また、町会の活動には様々な機能も知ってもらうことだと思います。 今申し上げた、「防災、防犯、清掃」など共同で地域に安心、安全をもたらす機能。 次に、「下水、街頭、道路」など気づいた点を市役所に連絡し地域の環境を向上させる機能。 第三点目として、市役所に対して地域の総意として陳情や要望を行う機能。あと、親ばく、交流機能などです。 具体的に例示しますと。町会・自治会活動は、 ①地域住民のつながりが生まれること。 先の能登半島地震で避難所となる体育館で生活している方々を見ますと、日頃から町会とコミュニケーションを取っておられる所では非常に炊き出しを始め共同作業に取り組んでおられるとの報告を受けております。 ②助成金の申請を行い、交付を受けることにより地域の環境が向上すること 町会活動に対しての町会運営助成金、会館の修理に伴う地域集会所整備費補助金がございます。 また、蜂の巣処理用の助成金を新規に創設し、個人ではなく町会での申請対象としております。 さらに防犯カメラ、カーブミラーの設置や災害時の防災力を高めるために、自主防災組織に対する助成も始めているところです。 ③町会を単位として行政への要望を行えること。 個人からの要望も対応しているところですが、個人的、恣意的な内容には対応しづらいのが実情です。しかし、町会単位で地域住民の総意としての要望であれば、行政として対応しやすいところと考えます。 先述のとおり、町会・自治会の活動は、意義ある活動ではございますが、なり手不足の問題は、共働き世帯の増加や「しんどいからやりたくない」「なぜやらなければならないのか」といった感覚を持つ人が増えていることは、本当に困った問題です。 このため、市としても少しでも役員のみなさんのご負担を減らすために、年度ごとに1町会だけですが、町会がパソコンやプリンター、草刈り機を購入できるコミュニティ助成事業を実施しています。また、行政のデジタル化や会議の回数の見直し、申請書のデジタル化なども進めてまいります。さらに、電子回覧板などの、ICT・デジタルツールを導入することによりどの程度、町会の事務負担を軽減できるのか、他の町会・自治体の先進事例を分析して、検討してまいります。	市民協働ふれあい課
34	高鷺地区	西川墓地に設置してある井戸が、災害時協力井戸に登録しています。 昨年あたりから、水位低下のため、使用できない事が多く、雨が多く降った後一時的に使える事がまれにあるのが現状です。このままでは、災害時での使用が困難と思われます。 防災として何か補助的なものが、あるのでしょうか。 また、東除川の改修工事からこのような状態が続いています。因果関係があるのでしょうか。	災害時協力井戸とは、災害時に井戸所有者の善意により自主的に井戸水を生活用水として近隣被災者の方へ提供いただく目的で登録していただくものです。したがって、井戸に対しての費用補助などはございません。 また、災害時協力井戸の本市要領には、『井戸の枯渇などにより生活用水を提供することが困難になった場合は、原則、提供者から災害時協力井戸廃止申出書を受けるものとし、登録名簿から削除し、登録標識の返還を求める』との記載がございます。井戸の今後につきましては、地区内でご検討いただきますようお願いいたします。 東除川改修工事は富田林土木事務所の事業のため、因果関係などは本市では分かりません。工事を担当している富田林土木事務所松原建設事業所河川グループに一度お問い合わせください。 なお、本市は地形を利用し、高いところに配水池を作っております。停電になった場合、送水ポンプが停止し断水しますが、本市は傾斜を活かして水を流しておりますので、他市と比べて水が一定程度流れる構造になっております。	危機管理課 水道局工務課
35	高鷺地区	郡戸大堀線の拡幅工事について コロセアム前の拡張工事のように駅前まで両サイドに歩道が設置されるものと多くの町民は思っております。 ローソンから駅までは設置できない理由、経緯を踏まえ納得のいく説明をお願いします。府と市の関係もあると思いますが歴代の市長の時に対応しておくべきであったと思います。今後の計画として、府に働きかけ、高齢者だけでなくシニアカーが利用できる安全な街づくりをお願いいたします。	一般府道郡戸大堀線歩道整備事業は、現在の都市計画決定されている区域に基づいて大阪府にて事業を実施しております。一方、現状の踏切と道路（車道）との整合性を考慮すると都市計画決定されている区域内の東端に歩道を設置すると車道と踏切がずれてしまい、車両の進入が困難となるため歩道設置はできない状況となっております。 そのため、当該区間の歩道の設置にあたっては、踏切北側の堺大和高田線までの道路拡幅や踏切の移設の検討が必要であり、今後もその具体化が図られるよう要望を続けてまいります。	道路公園課 (道路整備推進室)
36	高鷺地区	恵我ノ荘駅前開発について 駅前には他の町会の方も使用する導線であると同時に、ロータリーの使用により多くの送迎車が使用しております。また、コロセアムで多くのスポーツ、行事が行われ、他の市町村の方も使用する導線であり、公共性の高いエリアです、犯罪者が町会へ逃げ込む事も危惧されます、この2点を考慮した防犯カメラの設置、維持管理を市の方で行ってほしい。	恵我ノ荘駅前南側広場においては、道路管理者として道路施設（ロータリー）内の監視を行うため、監視カメラの設置を検討しております。そのため維持管理におきましても市で行う予定です。	道路公園課 (道路整備推進室)
37	高鷺地区	公園清掃について 去年からの要望ですが、引き続き公園の業者清掃を年3回のところを年4～5回に増やしてほしい。 （今年は4回にしてもらえて感謝しております。）	公園の清掃についてですが、除草につきましては、関係課と調整を行い、例年3回であった作業を一部の公園においてですが、年4回行うことになりました。まだまだ、年3回しか作業できない公園が多数あり、少しでも増やせるよう、引き続き、関係課と調整してまいります。	道路公園課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
38	高鷺地区	公園の景観について 公園の藤棚や各木の剪定、植樹など、景観を良くしてほしい。	区長様と担当課とで現地の立会をさせて頂き、剪定箇所や植樹等の詳細な内容をお聞きし、調整をさせて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。	道路公園課
39	高鷺地区	防犯カメラを大きな道路につけてほしい（やすらぎホール東に下がった交差点など、他地区重になっているので地区の費用ではできないので市で設置してほしい）	防犯カメラについては、各地域での設置について市からの補助金を支出することとしております。 支所から西側の東大塚美陵線沿い防犯カメラの設置につきましては、各自治会において設置されております。支所から東側につきましても、各自治会での設置をお願いいたします。 なお、防犯カメラ設置補助金制度の2次募集をホームページにて掲載しております。制度のご活用について、自治会でのご検討よろしくをお願いいたします。	危機管理課
40	高鷺地区	災害備蓄品について、市で用意してくれているもののリストが欲しい。それを基に近隣地区と相談して備蓄していきたい。各地区で推奨する備蓄品を教えてほしい。	本市の基本的な備蓄状況につきましては、大阪府の想定する最大避難所生活者数に対する数量を設定し備蓄に取り組んでおります。 食料類、毛布、簡易トイレなどの重要備蓄物資11品目に加え、ベッド、間仕切り、投光器などを独自に備蓄しております。各避難所ごとにリスト化しているので必要な避難所がございましたら危機管理課までお問い合わせください。 なお、各地区で備蓄を推奨するものにつきましては、各地域の地形や住人の人数などにより必要とされる備蓄品は異なると考えております。まずは、地域でよくお話し合いをされることをお勧めします。ご不明な点がございましたら危機管理課までご相談ください。 また、令和5年度より、地域の防災活動に係る物品購入にもご活用いただける自主防災組織活動補助金制度を始めました。このような制度もご利用いただき地域における防災力の向上に役立てていただきますようお願いいたします。	危機管理課
41	高鷺地区	防犯カメラ設置補助金制度の2次募集について 1次募集の申請ですでに補助を受けている場合は対象外か。予算が余っているのであれば、追加申請してさらに補助を受けたい。	3台/年度の補助を受けている場合は対象外です。	危機管理課
42	高鷺地区	昨年の懇談会で商業施設（イオン、ららぽーと等）の誘致について触れた際、10年近くかけて取り組まなければならない旨を仰られたが、市長が2期目を務めるにあたり、取組状況はいかがか。	かねてより市民の方々より商業施設を求める声を伺っており、業者ともお話しをさせていただいたところ、現状、近隣にはららぽーと、セブンパーク、イオンタウンが点在しており、商業施設は飽和状態であるため業者側は誘致に積極的ではありませんでした。 しかしながら、賑わいづくりは大切です。 担当課を中心に来年控えているマスタープランの改定を行い、企業誘致を始めとした地域の活性化を前に進めていきます。	都市計画課
43	高鷺地区	健康志向の高まりから、オーガニック食品の需要は高まりつつある。オーガニック農家を育成し、ふるさと納税の返礼品として全国に発信してみてはどうか。	オーガニック野菜は、認証基準が厳しいことや栽培技術が確立するまで収量が安定しないことなどから、実施する農家が少ないのが現状ですが、国の方針として「環境保全型農業」が近年重視されていることもあり、補助制度なども拡大化されています。引き続き、農政部門においては制度周知による促進を図り、ふるさと納税担当としては情報収集に努めながら、中間事業者の協力のもと返礼品の更なる開拓に取り組んでまいります。	魅力づくり推進課
44	埴生地区	老朽家屋の撤去について。 向野地区にも非常に空き家が増え、不審火の原因にもなった。今後の空き家対策について。	私有財産である空家に対して、行政が撤去を執行することは非常に難易度が高い状況でありますことから、空家対策担当課では今後とも「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者に対して適正な管理に努めるようお願いをしております。 当市では5月に民間会社と「羽曳野市における空家等の除却促進に係る協定」を締結しました。昨年度締結した「羽曳野市における空家等の対策に関する協定」でアプローチした空き家の流通・利活用促進に加え、今回締結した協定では空き家の解体費用をシミュレーションしたり、解体後の土地の売却価格を把握することができます。今後も様々な面で空き家対策を実施してまいります。	建築住宅課
45	埴生地区	公園での子供の見守りや、不審者対策として、市で防犯カメラを設置してほしい。	市で管理している公園は200箇所以上あり、防犯カメラの導入で公園の安全性は向上しますが、同時にプライバシー侵害等もあり、担当課であります道路公園課では基本、対応をしておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。 なお、危機管理部危機管理課では、自治会等が設置される際の費用の一部を助成する事業を（市長が）就任してから総額150万円だった予算を600万円に増額して、これまで対象になっていなかった老朽化した防犯カメラの買い替えも対象にするなど、柔軟に活用していただきやすいように取り組みを進めておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	道路公園課
46	埴生地区	夏場の公園で起きる迷惑行為や犯罪行為について、警察との連携を含めて市でも対応してほしい。 (要望)	ご要望につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	危機管理課
47	埴生地区	通学路での交通量増加に伴う、危険な状態への対応について（要望） 埴生南小学校北側の道路では、道幅が2.4mと非常に狭いうえに、通学路として使われている。しかし歩道がなく車の交通量も多いため、毎日危険である。 また、府道八尾富田林線が整備されることに期待しているが、河原城～桃山台や藤井寺市域が整備されつつあるのに、埴生野中地区は全く着手されない。 通学路の整備、八尾富田林線の整備について要望する。	ご要望につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	道路公園課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
48	埴生地区	子ども達が野球できる公園を教えてください。 校区外に親が連れていくとかそういうのはではなく、野球ができる場所を地区内に作ってほしい。	野球だけではなく、子ども達がボール遊びできる場所を作ろうと、市長就任以来、高鷲北幼稚園跡地にボール遊びができる公園を作りました。また先日、羽曳山の上印公園にバスケットゴールを設置しました。来年度には羽曳が丘にボール遊びができる場所を作る予定です。 ただし野球ができる場所となると、かなりの面積が必要となり、土日であればグレープヒルススポーツ公園や、松原市大塚のグラウンドを使っている人が多いです。 また、放課後に学校グラウンドを開放してもらうよう教育長や各校長と話をしたので、学校グラウンドも利用いただきたい。併せて市民プール敷地にゴムチップを敷いてボール遊びができる場所を作りましたので、利用してください。	道路公園課
49	埴生地区	コミュニティバスの便数を増やしてほしい。 コミュニティバスの利用率が分かれば教えてください。	コミュニティバスは羽曳野市は現在6台無料で動かしています。近隣市では1台あたり100円かかったりしていますので、羽曳野市は大阪府下では1番充実しています。今後も高齢化や免許返納に備え、これまでは公共施設ばかり循環していましたが、これからはスーパーや病院も寄るなど、利用者が使ってもらいやすく充実させます。 利用については、令和4年度90,501人、令和5年度94,521人であり、約4.4%増加しております。	管財用地課
50	埴生地区	府道八尾富田林線の羽曳野市内の着工状況について教えてください。	桃山台～河原城は開通済、河原城～南阪奈道路までは現在買収交渉中です。現在の買収の進捗は62%です。まずは南側を通し、北側についてはまだ事業決定していないため、着工していません。	道路公園課
51	埴生地区	子どもがキャッチボールできる場所の検討について。 軟式ボールを使える場所について、はびきの埴生学園では絶対にスペースが無いので、埴生幼稚園を使えないか検討をお願いします。（要望）	ご要望につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	こども保育課
52	埴生地区	横断者注意喚起灯の設置方法などについて。 大変良いことだが周知されていないために、喚起灯が点灯してても車が停まらない。せっかく良いことをしているのに、もっと周知したほうがいい。誤作動も多い。	横断者注意喚起灯は、大阪府下では羽曳野市が最初に設置しました。如何に運転者に理解いただけるか、羽曳野市でも広報やYouTube動画を作ったり、交通安全週間にチラシを配っています。これからも粘り強くみなさんに周知します。	道路公園課
53	埴生地区	スケボーパークのトイレ設置について。	下水が通っておらず、下水を通すには莫大な工事費用がかかることからトイレ設置を見送りました。利用率を見ながら、今後簡易トイレを設置したり自販機を設置することを検討します。	道路公園課
54	埴生地区	万博へ18才以下の子どもを無料招待する取り組み推進について。	(学校教育課)バスで行くのか電車で行くのか検討中です。市としては子どもたちの万博入場料を出してあげたいと思っています。パビリオンに行かなければ体験できない貴重なことがありますので、子ども達にとって素晴らしい経験をしてもらいたい、子ども達の今後の人生に活かしてもらいたいのので、入場料を出してあげたいと思っています。 (次世代育成課) 羽曳野市2025年日本国際博覧会児童・生徒無料招待事業として、4～5歳児・小学生・中学生に対して1日券を1回交付、高校生は夏休み期間中何度でも入場できる夏パスあるいは1日券を選択制で交付します。申請については、令和6年9月13日から開始しており、令和6年10月末時点で対象者全体のうち約4.7%に対し交付が決定している状況です。	学校教育課 次世代育成課
55	埴生地区	新庁舎建て替えにおける展望台について。 現在の本庁舎の高さはどのくらいあるのか。また新庁舎の高さはどのくらいか。 その高さからビュースポットが見える構想があるが、プロモーション的に今ドローンで見れることができるか。新庁舎を楽しみにしている。	高さについては、新庁舎が29.6m、現在庁舎が26.75mです。 中間報告的なことですが、屋上にイベントを行えるような、地域の皆さんに親しんでもらえるスペースを考えています。3つの古墳をご覧いただけ、写真を撮れば、それぞれ古墳が写るようにしたいと思います。	庁舎整備推進室
56	埴生地区	環境美化条例制定時に作成・配布されたQ&A冊子について。 30年経った今でも使える。市民の皆さんに配布できるような冊子を作ってもらいたい。 新しい住宅へ入ってきた人たちについて、車の停め方、ペットの散歩などモラルに欠ける人が多い。そういう人たちにQ&A冊子が役に立つ。新しい冊子を作ってほしい。	今回の公約で、まちの美化の促進を挙げています。市の公式LINEにおいても美化条例を取り上げていけるようにします。	環境保全課
57	埴生地区	子どもも安全に天体観測できる新庁舎について 枚方市での庁舎屋上ではイベントするのに良い。ただし塀が低いので子どもたちには危険。しかし塀を高くすると見晴らしが悪い。羽曳野市役所の新庁舎においては、屋上の塀をちょうど良い高さにしてほしい。（要望）	ご要望につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	庁舎整備推進室

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
58	西浦地区	消火器購入の補助金について （防災について）石川県能登半島地震において、火災などによる被害が発生致しました。また、南海トラフ地震の警戒注意が気象庁からありましたが、東阪田町会と致しまして 防災に関しては、他の自治体より若干遅れているように見受けられます。町会で、防災への取り組み中として、火災に対して、初期消火の為に町会員様へ家庭用消火器を提供する事に決めました。 消火器購入の補助金をお願いします。	現在、羽曳野市では消火器購入に対する補助は行っておりません。今後、地域の皆様の声などを参考に検討してまいりたいと思います。 ただ、自主防災組織に対しては助成金を支給できるよう制度を創成しましたので、そちらを利用いただければ幸いです。	危機管理課
59	西浦地区	財産区財産、除草除去の補助金 東阪田町会には、消火栓「22ヶ所」ありますが、放水池が1ヶ所ありますが雑草等でまったく、平時には消化放水の役にたちません（別紙参照）南消防局へも、お力添えを得る為に現状説明に陳情した次第です。（司令長から市役所 危機管理室）へも説明されております。池（東阪田会館横裏の池）は財産区財産の為、何度も市役所へ陳情しておりますが管理は町会であると跳ね返されておる次第です。	財産区財産の維持管理については、地元町会や水利組合等と協力し維持管理に努めております。 また、汚土や刈り取っていただいた草については、集積いただければ、市が回収・処分させていただきます。	管財用地課
60	西浦地区	町会の存続について 市役所より、市に転入された方々に町会への加入促進チラシを市民課より配布しているとお聞きました。 しかし、高齢化が進み、加入者よりも退会者が増えているのが現状であります。 退会理由としては、 ①高齢のため重荷である ②一身上の都合　→近隣にも連鎖して退会される ③加入しているメリットがない 退会防止のため、以下のメリットを説明しているが効果がない。 ①近隣との繋がり。「安全・見守り」でのコミュニケーション ②広報・回覧板などの配布 ③街灯のLED化・カーブミラーの設置・防犯カメラ設置等の申請 町会役員で幾度となく議論しており、行政として知恵をお借りしたい。このままでは町会の存続自体厳しい。	町会加入のメリットとして、大きく3点あります。 1点目は、地域住民同士の繋がりが生まれることにより、有事の際に協力体制の基盤となることです。災害時には助け合いができ、防犯面でも有益であると考えられます。 2点目は、町会などが支給対象になっている助成金などを申請できることです。町会活動に対して毎年助成している町会運営助成金や、会館の修繕等に伴う地区集会所整備費補助金など、また、蜂の巣駆除費助成金などの各種の助成金についてご活用をいただけます。 3点目は町会を単位として行政に対して要望が行えることです。個人からの要望も当然対応しておりますが、個人の場合は個人的、恣意的な要望となると行政としては対応が難しい場合があります。しかし、町会を単位とした地域住民の総意として要望をいただければ、行政として対応をしやすいと考えています。 なお、電子回覧板などの、ＩＣＴ・デジタルツールを導入することによりどの程度、町会の事務負担の軽減できるのか、他の町会・自治体の先進事例を分析して、検討してまいります。 区長に町会案内のチラシ（100部）を持参しました（8/29）	市民協働ふれあい課
61	西浦地区	西浦東幼稚園跡地の活用について教えてほしい。 近隣農地への雑草での影響がある。	＜市長の回答＞ 多くの方から「憩いの場として活用できないか」と提案いただいているが、市街化調整区域のため、基本的には幼稚園以外の他の用途の活用はできない。いろいろな要望が上がっているため、子育て施策に生かすような土地活用をしていきたい。跡地活用検討委員会でも議論しているのでスピード感をもってお示しできるようにしていきたい。 ＜対応＞ 雑草については、全体的に剪定を行い、付近に影響がある箇所についても除草済み。	こども保育課
62	西浦地区	避難場所となっている西浦東小学校の体育館の冷房施設はあるのか？	西浦東小学校を含め、羽曳野市内の全ての市立学校の体育館につきましては、令和4年度、5年度において空調設備の設置工事を行い、現在設置が完了しております。 設置した空調設備は、すでに体育の授業やクラブ活動などで使用しており、災害時には避難所の空調として使用することが可能です。	教育政策課
63	西浦地区	石川河川敷の高木の処理をしてほしい ① カラス等の鳥のすみか ② 災害時の流木の止まり場所となる	石川河川敷は大阪府管理の河川及び公園であり、今回の要望内容を富田林土木事務所管理課に伝えさせていただきました。 大阪府からは、「河川内の樹木に関しては、河川施設への影響の有無等を考慮し、必要に応じて優先順位をつけて順次対応していきます。」との回答を頂きました。	下水道建設課
64	西浦地区	居住エリア外の水路清掃に関する要望書 毎年、広瀬地区の水路清掃を実施しておりますが、居住地域以外のエリアは、水路の幅が広い、深い、足場が狭いなど厳しい環境で、泥上げに大変な労力を要するとともに怪我のリスクを伴う危険な作業が続けている状況です。 実際、近年、町会会員の高齢化に伴い、怪我をされる方が出ている実情があり、今後大きな怪我が発生する可能性が高まっていると考えます。	※水路清掃に関する回答（管財用地課） 所謂、青線水路は平成17年に大阪府から譲与を受けて、市が財産管理をすることとなっております。 日常管理については、水利権を有する水利組合及び地元住民の皆様のご協力により、清掃活動等を行っていただいております。 なお、汚土や刈り取っていただいた草等については、集積いただければ、市が回収・処分させていただきます。 （下水道建設課） 水路は地域の用排水としての役割を担う施設であり、日常管理は水利組合及び地域住民の皆様のご協力により清掃活動等をおこなっていただいております。 なお日常管理の中で集積された汚土や刈り取られた草等は、市が回収・処分させていただきます。 何卒ご理解ご協力をお願いします。	管財用地課・下水道建設課
65	西浦地区	交通の注意喚起の看板について 広瀬交差点から西浦東小学校までの道路の車の交通量が多く、大型トラックも頻繁に往来するため、児童の登下校や歩行者が危険ですと昨年の懇談会でお話させて注意喚起の看板を設置しますと回答いただきましたが、未だご連絡をいただいております。看板よりも電柱にひもなどでくくりつけるシート状のものを希望します。	広瀬交差点から西浦東小学校までの事故対策として昨年の地域区長懇談会で要望をされておりましたが、担当課に確認したところ、行き違いにより対応が遅くなっております。 当区間の西浦東小学校付近につきましては特に危険な箇所と判断し、優先的に路面標示及び立て看板を設置いたしました。 引き続き、今秋に路面標示及びご希望の電柱に設置する看板も段取りをしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 ※ 今秋＝10月中旬頃	道路公園課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
66	西浦地区	広瀬交差点から西浦東小学校までの道路拡張について 今年6月に提出しました広瀬交差点から西浦東小学校までの道路拡張についての嘆願書の進捗状況	広瀬交差点から西浦東小学校までの道路拡張についての嘆願書を頂いておりますが、現在、羽曳野市内において、喫緊の課題となっている整備事業として、大阪府が施行する都市計画道路八尾富田林線に接続する市道羽曳が丘西65号線整備事業や長年の懸案事項となっている大阪外環状線の西浦交差点の改良などを実施しているところです。これらの事業については、その事業効果を少しでも早く市民の皆様にお届けするべく、関係者とともに取り組みを進めているところであり、まずは、それらを優先的に実施していく必要があると考え、事業を進めております。 従いまして、嘆願書を頂きました当区間につきましては、西浦地区の皆様ご安心・安全を確保し、計画的に進めていくために、今後、地域の土地の利用状況を見据えながら、整備時期や整備手法についてしっかりと見極めてまいりたいと考えております。 具体化を図る際には、町会の皆様方のご協力を宜しくお願いいたします。	道路公園課
67	西浦地区	介護保険料・国民健康保険料について 介護保険、国民健康保険などの金額が高く感じます。他の市との違いを説明していただきたいです。	介護保険料は、介護保険のサービスが使われる量や65歳以上の方の人数などをもとに、市町村がそれぞれ決定しています。 「基準額」という数値で近隣の市と比較した場合、令和6年度から令和8年度における羽曳野市の保険料の水準は標準的といえます。 ただ、同じ市町村にお住まいでも、所得などの状況によって段階別に保険料が定められているため、それぞれの方がお支払いいただく金額は基準額とは異なることがあります。 国民健康保険は、構造的な問題として、ご加入の方の年齢構成が高いことや、一人当たりの医療費が高くなっており、将来に渡って持続可能な制度とすることが課題でした。 そのため、平成30年度から、大阪府が国民健康保険の財政運営の主体となり広域的に事業運営を行い、保険料については、令和6年度から大阪府内で統一され、同じ所得、同じ世帯構成であれば、どこの市町村にお住まいの場合も同じ保険料額となりました。	高年介護課・保険年金課
68	西浦地区	下水道工事の目途について 水守地区の下水道接続はいつになりますか。	公共下水道の污水整備は、現在人口が集まっている地域いわゆる市街化区域において事業の認可を受け進めています。本市の污水施設は、設置後60年近く経過しているものもあり老朽化も進行していることに加え、維持管理に係る費用の増加や人口減少等により下水道使用料の減収により下水道の経営について厳しい状況となっています。 令和5年の4月には、使用料の改定を行い経営状況の改善を図っていますが、整備区域拡大については、今後増加する下水道施設の維持管理等、安定した下水道経営の見通しがついた時点で検討を進めて参ります。 （区長には報告済み8/23）	下水道建設課
69	西浦地区	災害時の避難場所（西浦東小学校）について 避難所に行くまでに地盤が低く、行くことに不安になっている住民がいらしゃる。水守にいる方が安全です。	延羽の湯を設置している事業者と協定書を提携し、災害時の避難場所として、立体駐車場の提供を受けている。そちらも避難場所として利用してほしい。また、無理に避難することが危険な場合は、建物の2階以上、崖と反対側の部屋に避難してほしい。	危機管理課
70	西浦地区	南阪奈道路側道の交通量増加による2車線化について 水守周辺の南阪奈道路の側道の交通量が多いため、4車線になる予定はありますか。	道の駅前の側道(約300m程度のみ)については現在1車線が2車線になるが、水守周辺については、予定はございません。	道路公園課
71	西浦地区	空き家の危険な樹木枝の伐採、蜂の巣の駆除について 雑木やハチの巣があり隣の家は子どもが住んでおり危険なため行政で何とかできないか？	引き続き、所有者へ適正な管理を依頼していく。私有財産に対して行政が執行することについてはかなりハードルが高い。ただ、他市の状況や法の改正等を注視して対応していきます。	建築住宅課・環境保全課
72	西浦地区	ハザードマップに緊急避難場所として羽曳野市と協定を結んでいる延羽の湯の立体駐車場などの記載がないので、市民が見てわかりやすいものにして欲しい。	ハザードマップの更新時にデータを変更していますが、それ以外にもデータの更新が可能な機会があれば。その都度対応してまいります。	危機管理課
73	西浦地区	西浦支援学校のスクールバスが西浦公民館前の狭い道路を通行している。開校前の説明会では南ルートバスは外環の野中交差点でUターンすることになっていたが、どうなっているのか確認したい。	対向不可の解消について 西浦公民館前交差点で信号を待つ場合、マイクロバス1台であればともかく、2台以上連なると対向できない。 マイクロバスの出発時間は各ルートでまちまちだが、8時55分始業に合わせて帰ってきており、現在、交差点で3台連なっていることがある。 案1) 到着時刻を5分程度ずつずらして1台ずつ交差点で待つようにする。 案2) 西浦公民館前での待機を許可するので、1台ずつ交差点で待つようにする。 マイクロバスが連なるのを解消できるのであれば、方法はお任せする。 【校長】 ・開校前の説明会のルートとの変更について、7～8年前にマイクロバスを導入した頃より変更となっているが、詳しい経緯は不明。 ・月1回実施している連絡会でバス運転手の態度について注意を促したい。 ・マイクロバスの到着時刻を5分ずつずらせるか検討する。 11月3日（日）西浦公民館2階 西浦町会役員会にて対応について説明しました。	市民協働ふれあい課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
74	丹比地区	通学時は自転車、単車、車等の交通量が多く、横断歩道で子どもが飛び出しがちで危ないときがあります。また、横断歩道のアスファルトのひび割れもあるほか、雨天時では、車の水撥ねが起きやすい箇所があります。 については、通学路の安全確保に向けて、修繕、対応等をお願いします。	アスファルトの老朽化が激しいことは実感しており、3年前から道路舗装費の予算を倍増させて道路整備のスピードを早めております。 通学路の安全確保に向けて、段取りを進めていきます。 また、信号機設置のご要望については、警察の管轄でもありハードルが高いところです。しかし、本市では2年前に大阪府で初めて『横断者注意喚起灯』を設置しました。非接触型で黄色く点滅することで運転者に歩行者を知らせるもので、毎年優先順位を付けて設置を進め、皆様の安心安全を守る取り組みを進めております。	道路公園課
75	丹比地区	テレビを始め不法投棄されたゴミが見受けられるため、その対応をお願いしたい。	本市内の事業者へ呼びかけや指導をしていきます。	環境保全課
76	丹比地区	犬のフンが放置されており、飼い主のマナーとして持ち帰るよう町会会員には回覧で周知を行っております。一方で町会外の人への注意喚起については担当課へ連絡しているところですが、引き続きご対応をお願いします。（要望）	ご要望につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。	環境保全課
77	丹比地区	樫山池はどちらの部署の管轄でしょうか。 以前は掃除が行き届いており草刈りも手伝っていましたが、近年はカミキリムシの食害で倒れた木がそのままになったり、草は生えっぱなしの荒れ放題の状態です。 また、かつて除草剤を撒いた際、犬が嘔吐したことがあった。子どもが舐めたときどうすればよいか、どの部署に伝えればよいかお聞かせください。	池周辺の管理は財産区にあたるので水利組合が主です。 水利組合担当者への連絡については、まずは市役所へご一報ください。市役所から担当者へ取り次ぐか、話をお預かりして回答させていただきます。 また、今年は多くの木がクビアカツヤカミキリの食害を受けましたが、折れた木に躓いて怪我をしてはいけませんので、食害や倒れた木を見かけられましたら市役所へご連絡ください。 積極的な作業をお話しさせていただきながら、適切な管理ができるように努めていきます。 （農とみどり推進課）カミキリムシの食害で倒れた木に関しましては管理されている水利組合の対応になりますのでよろしくお願いします。 なお、連絡先については個人情報の取り扱い上、電話にてお答えしておりません。	管財用地課 農とみどり推進課
78	丹比地区	予算が厳しいとも思いますが、高齢者が安心して歩けるよう歩道の段差を解消してください。	危険箇所から優先的に補修していき、来年度予算におきましても道路公園課としっかり検討していきます。	道路公園課
79	丹比地区	町会員から先日、自宅裏にタヌキが出たとの報告がありましたが、その場合どのように対処すればよろしいですか。	タヌキは生態系の一員として自然界に生息している生き物ですので、市では捕獲や駆除はしておりません。 タヌキを見つけた場合は、近寄らずそっとしておいてください。通常はいなくなります。	農とみどり推進課
80	丹比地区	汲み取り式が多い地域なのですが、下水道が通っていない理由は何でしょうか。	10/22　区長に電話回答しました。説明内容は以下の通り。 自治会は市街化区域であり下水整備を行う範囲。未整備理由として、下水事業は下流から計画的に整備しているが、まだ至っていない。 また自治会内道路は私道であり、道路地権者の掘削敷設同意が得られないと整備が出来ない。以上のような条件が現時点で整っていないため整備時期も未定。	下水道建設課
81	羽曳が丘地区	5丁目交差点で降雨により側溝が溢れ、道路冠水がある。溢れた雨水により発生する浸水被害（毎年3.4回）の件数は約20件と思われる。40年前にも当時の市議に報告を行ったが、現在まで50年以上続いているため解決して欲しい。	浸水被害の根本的な解決策は、雨水施設の整備がございしますが、一般的に下流から順次進めていく必要があります。上流域までは延長も長く、またある水路には水利権等の課題もあり、抜本的な解決までには相当の期間が必要です。 このような状況から当面は、局所的な施設の改良により対処しています。 ご質問をいただいた箇所の浸水対策として、上流にあたる西側の交差点側溝の合流点で流れがぶつかり排水が滞っていましたが、補助の側溝を増設し排水機能の向上を図りました。 また、上流の羽曳が丘小学校についても、西側に新たに雨水管を設置し雨水の一部を別ルートにて排水することにより、羽曳が丘5丁目の側溝への流入量を軽減する対策を講じました。 さらに、道路側溝や街渠樹の清掃を行い、排水構造物の機能維持に努めているところです。 近年の集中豪雨については、道路側溝のみでは十分な対応が難しい状況ではありますが、今後も土木部と下水道部が連携し、浸水対策に取り組んで参ります。	道路公園課 下水道建設課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
82	羽曳が丘地区	カーブミラーのサイズは均一と思うが、設置されている場所によっては全く見えない。 羽曳が丘3丁目の交差点のカーブミラーは上り坂の上に位置しており、一時停止でカーブミラーを目視しても家1軒程しか見えない。そのため、視認するのに車を半分往来に出さねばならず、出たときに西浦側から上ってくる、スピードを出した車との衝突事故が何度も起きている。 平地であれば今の規格でも問題ないと思うが、坂の上にある今のカーブミラーは機能していない。 近所に白鳩幼稚園があり、朝夕の送迎時もスピードを出す車が多く大変危険である。 については、場所によっては、大きさを変えて広角に見えるようなカーブミラーを設置できるのか、また、冬場は霜が降りて何も見えなくなることもあり、素材面で改善が望めないものか。	要望されております箇所については既に設置済ですが、カーブミラーの形が適していないことについては土木部と協議し、仰っていただいたところをカバーできるような形式があるのかを検討していきたいと思います。また、スピードを軽減するような施策も協議しご報告させていただきたいと思います。 そして、冬場に霜が降りて何も見えなくなることについて、本市内のカーブミラーは相当数ありますので、年間個数を決めて順次解消していくよう取り組んでまいります。	道路公園課
83	羽曳が丘地区	道路表示が消えている件について 市での道路表示の対応はしてもらっているが、「とまれ」や白線の補修はまだされていないため確認してみると、警察の管轄との返答を得た。その際、時間がかかる旨も聞いたが、現状「とまれ」は1か所だけ濃く、他の「とまれ」や白線は薄いままである。補修するならまとめて実施すると思うが、どうなっているのか。 このように区域内で道路表示が消えて見えない場所が多くあるため、昨年同様早期対応を希望します。	各道路表示の管轄を把握されるのは難しいところと思いますので、今回のように補修が必要と思われる所を見かけられましたら、お気軽に市役所へお問い合わせください。本市で対応できる箇所は早急に対応させていただきます。また、警察管轄のところがまだ形づいていないことについて、進捗状況は本市では把握していないところですが、この度のご要望を警察に届けて進捗を早めていただくようお願いしたいと思います。	道路公園課
84	羽曳が丘地区	河原城と羽曳が丘西6丁目の境目付近のカーブに街灯がないため、暗くて事故が多い。街灯を設置するにも河原城と羽曳が丘西6丁目の境目がわからない上、電柱もないため術がない。については、市にどうかしてもらえないか。	現地において設置可能であるか確認が必要であり、場所確認のため現地立会をお願いしたいと思います。 また、担当課からご連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。 11/14道路公園課より報告、区長と現地立ち合いし、設置の方向で、近隣住民の意見をまとめていただくことになる。	道路公園課
85	羽曳が丘地区	貯水タンク東の横断歩道について、羽曳が丘9丁目、10丁目から上がってくる小学生の通学路の交差点にあり、また森商店からの坂を上ったところに位置しているため、見通しが悪く危険である。ついては、歩行者横断注意喚起灯の設置をお願いしたい。	ご要望いただいた羽曳が丘8丁目の横断歩道は今後、設置が必要と思われる場所の一つであると考えております。 設置に際しては、地下埋設物の埋設状況や大阪府警察本部等の協議、また、沿道の方の御協力が必要であり、設置に向け、順次進めて参ります。	道路公園課
86	羽曳が丘地区	街路樹の剪定について、羽曳が丘西1丁目バス停付近の街路樹を剪定していただきました。ありがとうございました。	対応済	道路公園課
87	羽曳が丘地区	貯水タンク付近、旧バス通りのところで犬の糞害が多い。 町会でも個人宅用の注意喚起のポスターを作成し貼っていただくなど対応しているが、市に注意喚起用の看板設置をお願いしたい。 ただ、糞害で多く見受けられるのは、街路樹下に繁茂する雑草に放置されているケースであるため、雑草の草刈りもこまめをお願いしたい。	飼い主のモラルを高めていくために狂犬病予防注射を始め様々な機会を活用して啓発活動を充実させていきたいと考えております。	環境保全課
88	羽曳が丘地区	建築会社の土地の管理について（雑草、野良猫） 羽曳が丘西7丁目東側に位置する雑草地について、昨年の懇談会でもお伝えしたようだが雑草が繁茂し困っている。この件については〇〇議員に仲介で毎年お伝えしているが、今年もまだ草刈りがなされていない。また、敷地内に伸びてくる草の量が毎年増えていおり、動物も住み着いており糞害も増えている。このため一部の住民からは健康被害も訴えられている。 民間所有地に市役所が介入しづらいのは重々承知しているが、業者（所有者）いわく「市役所が開発許可を出してくれないから」とへそを曲げていると伺っている。開発許可を出さないことと所有地を管理しないことは別とはわかっているが、何かできる手立てはないかご助言いただきたい。	民間所有地については、行政が直接的な対応ができないため、土地の所有者に対し土地の適切な管理について文書を送付します。	環境保全課
89	羽曳が丘地区	市の回収前に資源ゴミを持ち去る民間業者の危険運転について 資源ゴミについて、回収の当日または前日に民間の事業者が軽トラで回収していく。業者同士で資源ゴミの取り合いのようになっており、回収車もスピードを出して町内を走り回っているせいで通学中の子どもが危ない目に遭ったとの声も耳にしている。 スピード違反は警察の管轄ではあるが、資源ゴミの持ち去りについて許可を設けるなりして取り締まることはできないものか。	他の地域でも同じような問題を抱えているところではございますが、行政として法的に対処できることがないのが現状です。 危険な行為を見かけた場合には警察に通報してください。 また、本市内における回収業者として登録してあるところに対しては、市民からのご意見をお伝えし指導をしていく所存です。	環境保全課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
90	羽曳が丘地区	歴代の区長からの引継ぎ事項で長年放置されている家があり、雑草が繁茂し、虫も大量に発生しており荒れ果てた状態である。近隣住民からは「虫が飛ぶ、木はいつ倒れるかわからない、瓦も台風でいつ飛ぶかわからない」との不安の声を聞いている。 今までは誰の所有か特定もできなかったが、現在は把握することができた。しかし、注意喚起しているが、所有者は高齢かつ病気で全く動けない状態であるため、義務を果たすことができない状態である。 このような場合、どう対応すればよいか。	ご要望として挙げて頂いた羽曳が丘3丁目の空き家について、担当課では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ適正管理に努めるようお願いをしております。当該空き家について、以前は通知文を発送しても反応がありませんでしたので、羽曳野市外の所有者宅まで足を運び、所有者とお話しをすることができました。引き続き粘り強く適正管理について働きかけをして参ります。 当市では5月に民間会社と「羽曳野市における空家等の除却促進に係る協定」を締結しました。昨年度締結した「羽曳野市における空家等の対策に関する協定」でアプローチした空き家の流通・利活用促進に加え、今回締結した協定では空き家の解体費用をシミュレーションしたり、解体後の土地の売却価格を把握することができます。今後も様々な面で空き家対策を実施してまいります。	建築住宅課
91	羽曳が丘地区	1か月ほど前の夏場、羽曳が丘西5丁目のマンホールからゴキブリが出てきた。 毎年のことなので慣れた住民の方が市役所に電話して穴を埋めてもらったが、穴を埋めた先のT字路のところから1週間たたず、また出てきた。近隣住民より家に侵入されては困るとの相談を受けているが、穴を埋めたら他の穴から出てくるし、防虫剤を撒いたらさらに出てきてしまった。 根本的な解決は難しいと思うが、何か対策を考えていただきたい。	11月5日午前、区長へ電話にて回答済み。（従来通りの駆除方法しかなく、今後もマンホールからゴキブリが出ましたら、下水道総務課へ通報いただくように説明を行った。）	下水道総務課
92	羽曳が丘地区	世帯でアンケートを取ってみたところ、住民の約半数が野良猫による糞害で困っているとの結果だった。 住民の中には飼い猫の放し飼い、または野良猫へ餌付けする方が一定数いるようで、餌付けする方に直接注意しても「絶対に餌付けをやめない」と仰るため、町会で何とかしてほしいとの意見があった。 そこで市役所へ問い合わせたところ、市は去勢費用の無料チケットの発行はしているが、他市のように「猫は室内で飼いましょう」、「無責任な餌付けはやめましょう」といったポスターによる啓発活動は行っていないとのことだった。 調べてみるとアニマルハーモニー（大阪府動物愛護管理センター）や大阪府が発行している啓発ポスターを使ってもよいことに辿り着いた。両者に当町会内で独自に、猫の室内飼いや無責任な餌付けの禁止等の啓発活動をしてよいか問い合わせたところ、「いいと思いますよ」との回答を得ている。 要望として、市からもチラシの配布やHPへの掲載を通じて餌付け禁止の注意喚起をしてほしい。 また、他市の中には猫除けの超音波センサーの2週間限定で貸し出しをしているところもあるようである。その効果については業者により賛否あるが、本市に対しても購入いただいて貸し出しをお願いしたい。 さらに去勢に関し、猫を捕獲するボランティアが少ないため、猫を捕獲するまで2か月ほど時間を要してしまうのが現状である。ついては市に捕獲に向けての業者、人員等の活動団体の紹介をお願いしたい。	アニマルハーモニーにおいても、町会にエントリーしていただいて、去勢費用を出して一代限りの地域猫にしていく取り組みもございいます。 超音波センサーにつきましても、近隣の町会に逃げることになるので一体的に実施しないと効果が薄いのではないかと考えます。 この件は議員から委員会でもご質問をいただいております。 市でできることも限られますが、アニマルハーモニーとも連携しながら対策を講じていきたいと思います。	環境保全課
93	羽曳が丘地区	羽曳が丘西公園内の掲示板を照らす電灯について現在、電気の配線がされておらず夜間に見えない。 また、掲示板が目立ちにくい場所にあるため、当町会の意見も参考に設置場所をご一考いただきたい。	該当箇所の蛍光灯は廃盤であり、年数経過による老朽化と夜間に掲示板をご覧になる方の需要を踏まえ、撤去しました。 また、街灯のLED化も進めてきており、だいぶ明るくご活用いただいていると思います。蛍光灯は点きませんが、掲示板の設置場所については、仰っていただきましたら担当課で検討の上、設置をしていきたいと思います。	秘書課
94	羽曳が丘地区	羽曳が丘地区は近鉄バスが運行しているが、運賃が約300円かかることもあり、利便性の観点から市の循環バスを午前と午後ともに、さらに1便ずつ増便してほしい。	循環バスについては高齢化や免許返納に備え、多くのご要望をいただいております。 その一方、皆様にご理解いただきたいのが、本市は循環福祉バスを6台運行しており、大阪府下でもトップクラスに充実していることです。 例えば、他市では1路線のみ100円の運賃で運行していますが、本市は無料でその6倍の運行本数で、これまでも皆様に快適にご利用いただけるようスーパーや病院に停めるなど細かい配慮は行ってきました。このことをご認識いただきたく存じます。 現在、羽曳が丘地区では近鉄バスが運行しております。その中で本市循環バスの本数をさらに増やすのは民業を圧迫し、近鉄バスの撤退につながりかねません。その穴埋めを行政だけで担うことはできないので、近鉄バスとも話をしながら増便を前向きに考えていきたいと思います。	管財用地課
95	羽曳が丘地区	大阪市では高齢者が敬老バスを用いて1回につき50円で公共交通機関を利用していると聞いている。 本市においても近鉄と協議し敬老バス事業を実施してほしい。	大阪市は政令指定都市であり、本市と財政規模が全く異なるため、ご要望の実現は難しいと考えます。	地域包括支援課 道路公園課
96	羽曳が丘地区	放置されている枯れた街路樹の植え替えをお願いしたい。	担当課から連絡をしますので、その際に具体的な場所を仰っていただければと思います。 ただし、地域住民の方によっては落ち葉の処分が面倒であるため、そのままにしてほしいとのご要望をいただくこともご理解いただきたく存じます。	道路公園課

地域区長懇談会　＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
97	羽曳が丘地区	10丁目の十字路の電柱にカーブミラーと街灯（LED）を設置して欲しい。	道路反射鏡設置（カーブミラー）につきましては、区長様と現地立会をさせていただき、設置可能かどうかの判断が必要となって参ります。なお、隣接者の承諾等も必要となりますので、現地立会をお願いしたいと思います。 幹線道路については、市において設置しておりますが、住宅内道路における街灯につきましては、自治会等で設置をお願いしております。なお、危機管理部危機管理課では、自治会等が設置される際の費用の一部を助成する事業を実施しておりますので、ご活用いただきますようお願いします。	道路公園課
98	羽曳が丘地区	10丁目バス停付近にゴミが多い。対応して欲しい/バス停を整備してほしい。	バス停付近にゴミが多いということで、バスを利用されている方が投棄されているものと推測されます。ごみのポイ捨ては、景観を損ねるだけでなく、法律違反であり、様々な法律により禁止され、罰せられる行為です。警告看板の設置を行いますので、町会においても回覧板等においてごみのポイ捨てを行わないよう、皆様のご協力を頂きたく注意喚起をお願いいたします。 バス停の整備につきましては、著しく一般の交通に支障をきたすなどの状況でない限り原則として市では整備を行っておりませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路公園課
99	羽曳が丘地区	危険情報：13班付近の路上マムシを見ました。家の前が未開発地なので毎年マムシ等は大量発生しています。捕獲駆除・注意喚起をお願いします。	自宅の庭や道路などにヘビがいるので捕獲・駆除をしてほしいとお電話をいただくことがあります。しかし、ヘビは生態系の一員として自然界に生息している生き物ですので、市では捕獲や駆除はしておりません。毒ヘビであるマムシ等についても同様です。ヘビを見つけた場合は、近寄らずそっとしておいてください。通常はいなくなります。どうしても捕獲・駆除を希望される場合は業者に相談してください。庭や住宅への侵入防止や予防策は、ご自身での対応をお願いします。ヘビはえさとなるカエル・トカゲ等がいて、外敵に襲われないように身を隠せる場所を好みます。庭の草が伸びていたりすると、ヘビが寄り付くことにもなりますので、草刈り等は定期的の実施してください。侵入防止には市販のヘビ用忌避剤を散布することが有効といわれています。（道路公園課）看板（マムシに注意）3枚設置しました。	農とみどり推進課 道路公園課
100	羽曳が丘地区	西側街路と森について 街路樹には毛虫が多く、住宅の壁にまで出てきます。両端は伐採されているので中央部も伐採してほしい。また森は荒れ放題でうっそうとしているので防犯面や安全面（火災）が心配で改善していただきたい。	ご意見いただきました森については、私有地のため、土地所有者に土地を適切に管理いただけるよう通知を郵送しました。	環境保全課
101	羽曳が丘地区	夜、公園に人が集まり、ゴミが散乱するので防犯カメラ設置していただきたい。	公園の防犯カメラ設置につきましては、原則、設置は行っておりません。夜に人が集まり騒ぐなど迷惑行為がある場合は警察への通報などの対応をお願いしたく、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路公園課
102	羽曳が丘地区	遊歩道の植木の中にゴミがたくさん落ちているので清掃していただきたい。	ごみのポイ捨ては、景観を損ねるだけでなく、法律違反であり、様々な法律により禁止され、罰せられる行為です。警告看板の設置を行いますので、町会においても回覧板等においてごみ　のポイ捨てを行わないよう、皆様のご協力を頂きたく注意喚起をお願いいたします。なお、先程のご意見にもありましたバス停や公園も含め、町会でゴミを収集していただければ、ゴミの回収を行いますので、よろしくお願いいたします。	道路公園課
103	羽曳が丘地区	街路樹が大きくなっているので剪定していただきたい。	以前、市にご連絡を頂いていたということで、いまだ未対応となっております申し訳ございません。対応させていただきますので、区長様と現地立会をお願いしたいと思います。	道路公園課
104	羽曳が丘地区	道の駅付近の渋滞について (特に週末)	以前より、道の駅付近の渋滞については周知しており、南阪奈道路側道を管轄している大阪府には対応をお願いしているところです。引き続き、渋滞対策を大阪府に要望してまいります。また、本市におきましては、羽曳が丘地区から堺方面に向け、道路整備事業を進めており、アクセス性が大幅に向上し、さらに道の駅周辺市道路の安全性や交通の円滑性の向上も期待できるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路公園課

地域区長懇談会 ＜概要＞

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
105	羽曳が丘地区	選挙の立会人・管理者の公募について(町会からなり手がいないため)	当市の投票所運営につきましては、「選挙は自治の基本である」との考えから、投票所がある地域の協力の下で一緒に行なっております。 「地域のつながり」の強さと投票率には相関関係があることや、また、投票所に集会所等をお借りしていることから、投票管理者および投票立会人の人選につきましては、地域を熟知された方を地区長よりご推薦していただいております。 「地域のつながり」により、投票に来られた方が安心できる環境づくりや、円滑な投票所の設置及び運営、また、公明かつ適正な選挙を行うことにも繋がっていると考えております。 しかし、一方では、共働き世帯が増えていることや、地域住民の高齢化等により選任可能な人材が著しく減少し、各地域においても大きな負担であるという声も少なからず受けております。 公募により投票管理者・投票立会人を確保するためには、多くの適任者を効率的に確保することができ、選挙執行に影響がない方法を考える必要があります。 確実な人材確保には課題はありますが、今後、地域の方々のご協力をいただきながら、公募も交えていく方法を検討してまいります。	選挙管理委員会
106	羽曳が丘地区	電子回覧板の導入してほしいです。	現在、電子回覧板を導入した町会に、利用実績や有効性について情報の共有をいただいているところです。今後は情報を精査し、電子回覧板の導入による事務負担の軽減について、費用対効果の検証を進めてまいります	市民協働ふれあい課
107	羽曳が丘地区	MOMOプラザ東側土手の草刈りについて	羽曳が丘コミュニティセンターの管理運営の元、東側土手の管理について、適切に管理してまいります。	市民協働ふれあい課